

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）第5条の規定に基づき作成し、同条第8項に基づく主務大臣の認定を受けた大洲市歴史的風致維持向上計画（第2期）（以下「認定計画」という。）において定められた歴史的風致形成建造物保存対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、良好な景観と『大洲らしい』魅力的な歴史的町並みの保存を推進し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 歴史的風致形成建造物 歴史まちづくり法第12条第1項に基づき市長が指定した建造物
  - (2) 修理 歴史的な内外観様式を有する建造物の意匠を保全する行為
  - (3) 修景 歴史的な外観様式に調和又は歴史的な外観様式を復原する行為
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、大洲市補助金等交付要綱及び歴史まちづくり法において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市税の滞納がない者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 歴史的風致形成建造物を所有する者又は権利等を有する者
- (2) 歴史的風致形成建造物の保存等に資する活動を主催する団体等

(交付対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、歴史的風致形成建造物又は歴史的町並みの保存に必要な次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 歴史的風致形成建造物（認定計画に指定候補物件として掲載されており、当該補助事業完了後に確実に指定がされる建造物も含む。）の修理及び滅失を防止するために必要な耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）
- (2) 建造物と一体で歴史的風致を形成する塀、門扉等、附属工作物の修理又は修景
- (3) 前2号に係る設計費及び工事監理費（測量及び試験を含む。）
- (4) 歴史的風致形成建造物の保存に資する研修等
- (5) 歴史的風致に対する住民意識の向上を図るために開催するイベント等

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらず、交付対象の事業としない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 過去10年以内に、国、県及び市の補助により修理等を行った箇所の修理等

(2) 認定計画期間内に当補助を受けたことのある建造物及び附属工作物の修理等

(3) 事業完了の翌年度から10年間、適正な管理のもと一般公開の用に供することを誓約しない場合

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条1項に定める事業における補助金の交付の対象となる事業費（以下「対象事業費」という。）に、別表第1に掲げる補助率を乗じた額（当該額が同表に定める限度額を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項に定められた対象事業費に係る消費税が、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定された仕入れに係る消費税額として控除することができる場合（仕入れに係る消費税額として控除することができる可能性がある場合も含む。）には、対象事業費に関わる消費税及び地方消費税相当額については、対象事業費に含めないものとする。

(事前協議)

第7条 この要綱による補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、設計又は企画の段階で、その計画内容について市長と事前協議を行わなければならない。

(交付申請)

第8条 交付申請者は、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に係る物件又は行為が、他の法令による許可等が必要な場合は、特別な理由がある場合を除き、予めその手続きを完了しておかななければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

(対象事業の中止及び変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項（以下「申請事項等」という。）を変更し、又は補助行為を中止しようとするときは、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業（変更・中止）承認申請書（第5号様式）に変更の内容を示す書類を添えて速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請に係る物件又は行為が、他の法令による許可等が必要な場合は、特別な理由がある場合を除き、予めその手続きを完了しておかななければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助行為の変更又は中止の承認申請があった場合において、申請事項等の変更又は中止を認めるときは、交付予定額及び交付の条件を決定し、その旨を大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業（変更・中止）承認通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(完了期限等)

第11条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月30日までに対象事業を完了しなければならない。

2 補助対象者は、前項の期日までに対象事業の完了が見込めなくなったときには、速やかにその理由及び遂行状況を記載した報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、対象事業が完了した日から14日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業実績報告書(様式第7号)に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを検査しなければならない。この場合において、市長が下名した検査員に完了検査をさせなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助対象者は、前条の検査で補助行為が適合と認められた場合は、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付請求書(以下「請求書」という。様式第9号)により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定時に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき、又は補助金の交付に関して不正な行為があったと認めたとき。
- (4) 第10条第1項に基づく対象事業の中止に係る届出があったとき。

(財産の適正な管理等)

第16条 補助対象者は、別に締結した大洲市歴史的風致形成建造物の一般公開及び適正管理協定(様式第3号)に基づき、当該対象物件の適正な管理に努めるとともに、定められた期間において一般公開を行わなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、当該補助金の交付後に第15条に基づく交付決定の取消しを行ったときは、期限を定めて、その相当する額につき返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）  
（補助率及び補助限度額）

項目		補助対象事業費	補助率	限度額
歴史的風致形成建造物の修理等	外部	原則、従前と同じ素材及び工法による屋根葺、外壁、建具、庇等の修理又は修景に要する費用	2/3 以内	1000万円
	内部 (一般公開範囲)	歴史的価値が高いと判断される内部仕上(天井、内壁、床)、建具及び造作(床間、付書院、欄間等)の修理に要する費用		
	構造部	歴史的価値が高いと判断される軸部及び小屋組の修理並びに滅失を防止するために必要な耐震改修に要する費用		
	附属工作物 (一般公開範囲)	歴史的風致形成建造物と一体で歴史的風致を形成する塀、門扉等の修理及び修景に要する費用		
	設計・監理費	上記修理又は修景に係る設計及び工事監理(測量及び試験を含む)に要する費用		
研修、イベント等	歴史的風致形成建造物の保存又は市民意識の向上に資する研修会及びイベント等の開催に要する費用 ただし、当該補助対象事業に係る寄附金、負担金、入場料収入などの受益者負担額等の特定財源がある場合は、当該特定財源の額を補助対象経費から控除した額を補助金算定の額とする。	2/3 以内	50万円	

別表第 2 (第 8 条関係)  
(交付申請提出書類等)

書 類	修理等	研修等	提出部数
事業箇所図	○	○	各 1 部
現況写真	○	○	
事業の内容がわかる資料 (図面、企画書等)	○	○	
他法令に係る許可書の写し (文化財、景観、占用等)	○	○	
収支予算書 (様式第 2 号)	○	○	
見積書 (経費の内訳がわかるもの)	○	○	
権利を証する書類 (不動産登記簿、契約書等)	○	—	
所有者の同意書 (申請者が建造物所有者以外の場合)	○	—	
納税証明書 (全税)	○	○	
一般公開及び適正管理に関する協定書 (様式第 3 号)	○	—	2 部
その他市長が必要と認める書類	○	○	1 部

別表第 3 (第 1 2 条関係)  
(実績報告提出書類等)

書 類	修理等	研修等	提出部数
収支決算書 (様式第 8 号)	○	○	各 1 部
写真等 (施工前後の状況又は開催状況を確認できるもの)	○	○	
領収書の写し	○	○	
その他市長が必要と認める書類	○	○	

様式第1号（第8条関係）

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
氏 名

次のとおり補助事業を実施したいので、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付要綱第8条に基づき関係書類を添えて申請します。

事業の内容	
事業実施場所	大洲市
事業に要する費用	円
交付申請額	円
事業の着手予定日	年 月 日
事業の完了予定日	年 月 日
添付書類 (添付した資料に✓)	<input type="checkbox"/> 事業箇所図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 事業の内容がわかる資料（設計図書、企画書等） <input type="checkbox"/> 他法令に係る許可書の写し（文化財、景観、占用等） <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 見積書（経費の内訳がわかるもの） <input type="checkbox"/> 権利を証する書類（不動産登記簿、契約書等） <input type="checkbox"/> 所有者の同意書（申請者が建造物所有者以外の場合） <input type="checkbox"/> 納税証明書（全税） <input type="checkbox"/> 協定書（様式第3号） 2部 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業収支予算書

（1）収入の部

（単位：円）

項 目	予 算 額	備 考
市補助金		
その他		
合 計		

（2）支出の部

（単位：円）

項 目	予 算 額	備 考
合 計		

様式第3号（第5条関係）

大洲市歴史的風致形成建造物の一般公開及び適正管理に関する協定

大洲市（以下「市」という。）と建造物の所有者又は管理者若しくは借受者（以下「所有者等」という。）とは、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条第2項に定める一般公開及び適正管理に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市歴史的風致維持向上計画（第2期）（以下「認定計画」という。）に定める歴史的風致形成建造物の指定及び当該建造物の整備事業にあたり、適正な管理のもと一般公開を通してその歴史文化的価値を地域住民及び来訪者に提供することで、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

（一般公開）

第2条 所有者等は、日常生活又は営業事業等に影響のない範囲で、一般公開を行わなければならない。

2 一般公開とは、常時又は時間、場所等を限定して、建物及び敷地の内部を観覧できる状態をいう。

（適正管理）

第3条 所有者等は、建築行為等について、景観計画に定める景観形成の基準及び認定計画に掲げる管理指針を遵守し、良好な景観の保全及び歴史的風致の維持向上に努めなければならない。

2 所有者等は、建築行為等を行う場合には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条の規定に基づき、着手する30日前までに市に届け出なければならない。

3 市は、前項の届け出に係る行為が当該建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、補助事業が完了した翌年度から10年間又は歴史的風致形成建造物に指定されている期間のいずれも満了する日までとする。

（その他）

第5条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、市と所有者等で協議の上定めることとする。

年 月 日

愛媛県大洲市大洲690番地の1  
大洲市  
市長



所有者等 住 所  
氏 名



大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付決定通知書

大洲市指令第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

大洲市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金については、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及び内容は 年 月 日付け交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知する。

補助事業に要する経費	金	円也
うち補助対象経費	金	円也
補助金の額	金	円也

- 2 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
  - (2) 本事業の実施について、変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長に承認を受けなければならない。
  - (3) 本補助金等について、その収入額及び支出額を記載した帳簿を備え、その用途を明らかにしておくとともに、支出額については、その内容を証する書類を整備し、補助事業等完了の日の属する年度の翌年度から5年度保存しなければならない。
  - (4) 本事業が完了したときは、その日から起算して14日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。



様式第6号（第10条関係）

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業（変更・中止）承認通知書

大洲市指令第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

大洲市長



年 月 日付けで申請のあった大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付決定（年 月 日付け大洲市指令第 号）に係る申請事項の（変更・中止）について、次のとおり承認したので、大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

事業実施場所	大洲市		
補助金交付決定額	変更前	補助事業に要する経費	金 円
		補助対象経費	金 円
		補助金の額	金 円
	変更後	補助事業に要する経費	金 円
		補助対象経費	金 円
		補助金の額	金 円
変更又は中止の内容			
承認に際しての条件			

様式第7号（第12条関係）

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業実績報告書

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金交付決定の通知があった補助事業を完了したので、関係書類を添えてその実績を報告します。

事業実施場所	大洲市
事業の種類	<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 修景 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> イベント
事業実施内容	
事業着手年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
検査依頼年月日	年 月 日
その他	
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 写真（施工前後、開催状況等） <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

※該当する箇所に✓印を記入してください。

様式第8号（第12条関係）

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
市 補 助 金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
合 計					

様式第9号（第14条関係）

大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金交付請求書

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
氏 名

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金交付決定通知のあった 年度大洲市歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金として、上記の金額を請求します。

(振込先)

金融機関名	
支店等名	
口座種別	
口座番号	
口座名義	